

日本退職教職員協議会
各単会 会長様

日本退職教職員協議会
会長 西澤 清

文科省「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の改正案」に対する、パブリック・コメントについて

今年も本日限りになりました。2013年は良くも(よいことはなかったと思いますが)悪くも安倍政権の狙いが明確になり、民主主義や平和が脅かされた年でした。各単会の取り組みに刑を表します。

文科省は12月25日、「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の改正案」を発表し、パブリック・コメントの募集を開始しました。このパブリック・コメントを経て1月中に告示をし、来年度の中学校用教科書の検定から適用するとしています。

11月15日に「教科書改革実行プラン」が公表されたことを受け、文科省「教科用図書検定調査審議会」は教科書検定制度について審議を行ってきました。12月20日、2回目の審議で「教科書検定の改善について(審議のまとめ)」と「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の改正案」が事務局から示されました。委員からはその内容について「国定教科書につながる危惧がある」との疑義が出るなど、「審議のまとめ」や「検定基準の改正案」については、十分な検討と議論がなされていません。

日教組は、これまで公正・公平な教科書検定基準を求めて文科省協議を行ってきました。今回の「検定基準の一部改正案」は、バランスがとれた教科書をめざすとしながらも、近現代の歴史的な事象の記述について、国が介入することが危惧され、とうてい容認できるものではありません。

日教組は標記パブリックコメントに積極的にとりくむとし、各県・高教組にとりくみを要請しました。日退教もできる範囲で取り組みます。年始で、また短期間の募集となっています。会員への周知など困難かと思いますが、が特段のとりにくみを要請します。

1. 各単会で会員個人のとりにくみとする。
2. とりにくみ方法
 1. 提出方法: 郵送・FAX・電子メール
 2. 提出期限: 2014年1月14日必着

3. 提出先

- 住所: 〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省初等中等教育局 教科書課 宛
- FAX番号: 03-6734-3739
- 電子メールアドレス: pckentei@mext.go.jp
※件名は【検定基準改正案への意見】としてください。
コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。
必ずメール本文に意見を記入してください。

4. 意見提出様式

「検定基準改正案への意見」

・名前 ・性別、年齢 ・職業 ・住所 ・電話番号 ・意見

※1枚1意見、1メール1意見で提出してください。

3. 電子メールでのパブリックコメント提出の方法

文部科学省トップページの「申請・手続き」の「パブリックコメント」→「意見募集案内」→「義務教育諸学校及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示案に関する意見募集について」→意見提出フォーム

” target=”_blank”http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?

CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000672&Mode=0

4. 意見反映の視点—日教組のスタンス—

○さまざまな立場からの意見をもとに慎重な議論が必要であり、拙速な「改正」はすべきではない。

○近現代の歴史については、加害と被害両面からの視点が必要であり、政府見解のみを記述すれば歴史や領土問題について偏った見解を押し付けるものとなる恐れがある。バランスよく記述すると言う観点で言えば、専門的見地や他国の見解なども同時に載せるようにすることを併せて示すべきである。

○「判例や政府見解がある場合にはそれに基づいた記述がされていること」は、判例や政府見解以外のものを排除することにつながり問題である。また、そのときの政府の考えによって教科書の記述が限定されることになりかねない。政府見解に特化せず、様々な見解をバランスよく載せるとの表現にすべきである。

○「特定の事項を強調し過ぎる」「通説的な見解がない数字」は客観的に判断することが難しい。「政府見解に基づいた記述がされていること」となれば、教科書会社が政府の意図に添った記述にせざるを得なくなり、自主規制につながる。編集者の表現の自由を尊重するべきである。

5. 資料 次ページ以降

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び 高等学校教科用図書検定基準の改正案について

1. 改正の趣旨

「教科書検定の改善について（審議のまとめ）」（平成25年12月20日教科用図書検定調査審議会）を踏まえ、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成21年9月9日文部科学省告示第166号）（以下、「検定基準」という。）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

検定基準のうち、社会科（地図を除く）固有の条件（高等学校検定基準にあっては地理歴史科（地図を除く）及び公民科）について、以下の改正を行う。

- ① 未確定な時事的事象について記述する場合に、特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないことを明確化する。
- ② 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示され、児童生徒が誤解しないようにすることを定める。
- ③ 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める。

3. 施行期日

公布の日から施行し、平成28年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。

改 正 案	現 行
<p>第3章 各教科固有の条件 [「社会科（「地図」を除く。）] 2 選択・扱い及び構成・排列 (1) (略) (2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (3) <u>近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。</u> (4) <u>閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。</u> (5) ～ (7) (略)</p>	<p>第3章 各教科固有の条件 [「社会科（「地図」を除く。）] 2 選択・扱い及び構成・排列 (1) (略) (2) 未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (新設) (新設) (3) ～ (5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第3章 各教科固有の条件 [地理歴史科（「地図」を除く。）] 1 選択・扱い及び構成・排列 (1) 未確定な時事的対象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (2) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。 (3) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。 (4) ～ (6) (略)</p>	<p>第3章 各教科固有の条件 [地理歴史科（「地図」を除く。）] 1 選択・扱い及び構成・排列 (1) 未確定な時事的対象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (新設) (新設) (2) ～ (4) (略)</p>
<p>[公民科] 1 選択・扱い及び構成・排列 (1) ～ (2) (略) (3) 未確定な時事的対象について断定的に記述していたり、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (4) 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。 (5) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること。 (6) ～ (8) (略)</p>	<p>[公民科] 1 選択・扱い及び構成・排列 (1) ～ (2) (略) (3) 未確定な時事的対象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。 (新設) (新設) (4) ～ (6) (略)</p>

社説

Editorials

教科書検定

政治の力に屈するのか

教科書検定のありかたの見直し案がまもなく、国民への意見公募にかけられた。

歴史記述への国の介入が強まりかねない大きな方針転換だ。それを、検定を担う学者らによる審議会の会合を2回開いただけで通し、来年度の中学向け検定から適用しようとしている。あまりに拙速だ。

審議会での説明を聞く限り、文部科学省は政治の力に屈したと言わざるをえない。

たとえば見直し案には、愛国心や郷土愛をはじめとする改正教育基本法の「教育目標」に照らして、「重大な欠陥」があれば不合格にできる——という事項が含まれている。

これまでの検定で、重大な欠陥のあるものが見逃されてきたという点か。審議会で委員が尋ねると、文科省側は「今まで重大な欠陥があるのに通してき

たという認識は、私どもにもない」と答えた。

無用な改定であることを自ら認めたようなものだ。

それでも改定を図るのは、政権への配慮としか言いようがない。4月の衆院予算委員会で、安倍首相は「検定基準に改正教育基本法の精神が生かされていないかった」と述べている。

見直し案には、近現代史で通説的見解のない数字などを書くときは、通説がないことを明示するルールも盛り込まれた。

これについても、文科省は自ら「何をもち通説とするかは非常に難しい問題」と認めた。

通説の有無や、史実の評価が定まっているかを誰が判断するのか、と委員からも懸念が出た。そもそも通説がゆらぐことは、古代史や中世史の方が多い。

そうした無理を承知で、ことさら「近現代史の数字など」に

的を絞った事情ははっきりしている。自民党などが、国会をはじめさまざまな場で、日中戦争で起きた南京事件の犠牲者数をめぐる記述などをやり玉に挙げてきたからだ。

通説的な見解、愛国心。これらは、いわば目盛りのない物差しだ。目盛りがないから、使う者が好きなように判定できる。出版社は不合格を恐れて自主規制するようになる恐れがある。

主観的な物差しを検定の場に持ち込めば、文科省や検定審の恣意が働くという以前に、ときの政権の意向に教科書の中身がふりまわされる危険が高まる。今回の改定過程じたいが、それを如実に物語る。

教科書を書く側ばかりか、検定する側も政権の顔色をうかがわざるをえなくなる。文科省は自らの首を絞めるような改定を本当にやるつもりか。